

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井 出 敏 朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	根上地区2 (高坂・根上町、下ノ江町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲作が主である。一部の経営体で、花きや野菜の生産を行っている。  
 手掘りの用排水路が多い。また、排砂の必要性や水路と田の勾配の都合上、ポンプが必要な箇所があるが、古いため10年以内に故障の可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・耕作状況や作物等は現状維持。  
 ・用排水路の整備を中長期的に行えるよう検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 高坂・根上町エリアは広くないため、集約させなくても不便はないが、若手農業者へ集積させる。 下ノ江は集約化されているが、担い手の高齢化による離農が想定され、時期は未定だが今後検討。
(2)農地中間管理機構の活用方針 利用権設定期間終了後に若手農業者・後継者へ集積を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針 用水路の改修が必要なため今後協議が必要
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 将来の担い手となりうる者の新規受け入れも検討されているが、地元農家の後継者による農地拡大も想定されるため地域とJA、行政が密に連携し調整していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 必要に応じて活用する

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】